

高齢者保健福祉計画の方向性

1 計画策定の趣旨

平成27年度、介護保険制度は平成12年度の制度創設から15年目を迎え、団塊の世代が65歳に達する超高齢社会の渦中にあり、10年先の平成37年度に団塊の世代が75歳以上を迎えるとき、できるだけ多くの高齢者が元気でいられるような支援策が命題となっています。

生駒市においては、平成37年度における75歳以上の高齢者の人口が、平成27年度の1.70倍と推計されており、全国平均である1.32倍と比較しても、はるかに高い伸びを示しています。また、今後、高齢者数が増加していく中で、認知症高齢者数も増加することが予想されます。

このような中で、地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される必要があります。

高齢者保健福祉計画においては、高齢者自身が、支えられる側から支える側への転換を図り、高齢者同士が支えあう仕組みづくりをめざした、互助・共助の社会システムの構築、高齢者の権利の擁護、また、高齢者が地域の中で健康で安心して過ごすことをめざし、策定しました。

2 法令等の根拠

「介護保険事業計画」は介護保険法第117条に、「高齢者福祉計画」は老人福祉法第20条の8に、それぞれ基づく計画です。

高齢者保健福祉計画は、すべての高齢者を対象とする高齢者施策全般にわたる計画であるため、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画を一体化して策定しました。

なお、平成20年施行の老人保健法全面改正に伴い、市町村において「老人保健計画」の策定義務がなくなりました。しかしながら、高齢者の保健と福祉は密接に関連するものであることから、生駒市においては、引き続き老人保健施策も包含した「生駒市高齢者保健福祉計画」として策定しました。

3 計画の位置付け

生駒市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画は、第5次生駒市総合計画及び第2期生駒市地域福祉計画を基盤とし、健康福祉分野の各個別計画である、「健康いこま21計画」、「生駒市特定健康診査等実施計画」、「生駒市障がい者福祉計画」、「生駒市子ども・子育て支援事業計画（旧 生駒市次世代育成支援行動計画）」などとの整合性を図り策定しました。

第5次生駒市総合計画

第2期生駒市地域福祉計画

生駒市高齢者保健福祉計画 ・第6期介護保険事業計画

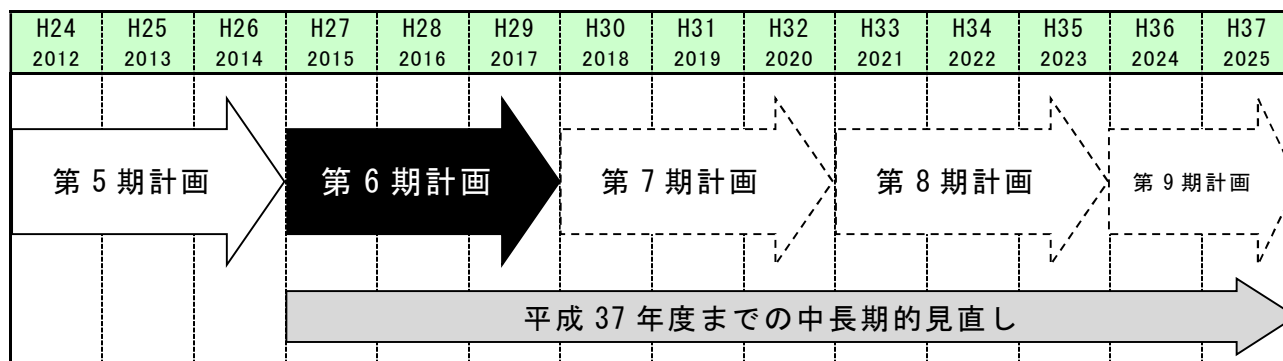
関連計画

- 健康いこま21計画
- 生駒市特定健康診査等実施計画
- 生駒市障がい者福祉計画
- 生駒市子ども・子育て支援事業計画

4 計画の期間

計画期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間です。

本計画では、平成37年（2025年）までの中長期的な視野に立った施策を盛り込むことが求められています。



5 計画の策定体制

本計画の策定は、生駒市介護保険運営協議会・予防部会のほか、市民アンケートなど、市民や関係者の参画により策定します。

- (1) 生駒市介護保険運営協議会・予防部会の開催
- (2) 各種アンケート調査の実施
- (3) パブリックコメントの実施

基本的方針

1. 生涯を通じて健康であるために

高齢者の自主的な健康管理と疾病の予防を重視し、人生において自立した生活ができるだけ長く送ることができるよう、各種保健事業の実施や介護予防の充実のほか、健康づくりへの取り組みを推進します。

2. 生きがいに満ちた生涯のために

高齢期を有意義な第二の人生としてとらえ、社会や地域とコミュニケーションを図りながら、生きがいを持って生涯を送ることができる地域社会を目指し、身近な活動の場の整備やサークル等の育成、様々な社会参加の機会の確保に積極的に取り組みます。

3. やさしい心のまちづくりのために

市民が互いに助け合い、共に生きる心を持ち、高齢者に配慮した優しいまちづくりを推進します。学校、家庭、地域社会においても、高齢者に対する正しい理解と認識を深めるための普及啓発の取り組みを積極的に推進していきます。また、高齢者を地域住民がともに支え合う地域社会を築き上げるため、ボランティア等の育成・支援に努めます。

4. 安心して暮らし続けるために

すべての人が、可能な限り住み慣れた地域や環境で自立した生活を送ることができるよう、疾病や事故等により心身の機能が低下した場合でも、本人の生活能力を高めるためのリハビリテーション等を重視するとともに適切な保健・医療・福祉サービスの提供に努めていかなければなりません。

また、高齢者の保健福祉と密接な関係にある介護保険制度は、地域包括ケアシステムの確立や新しい総合事業への転換など法改正により大きな転換期を迎えようとしています。

本市においても、介護保険サービスの拡充とともに高齢者の保健福祉の充実に向けて、各種施策の推進に努めます。

高齢者保健福祉計画の重点課題

1. 健康づくりの推進

高齢者をはじめ住民一人ひとりにとって、生活の質を高め、生涯にわたって病気や障害を持たずに、健康でいきいきとした生活を送ることは何よりも大切なことです。このため、住民一人ひとりが日常生活の中で健康づくりを実践していけるよう、国や県の関連計画とも整合性を図りながら、高齢期になってからではなく、若いころからそれぞれの世代に応じた健康づくりを推進していきます。

【現状】

- ・中高年からの健康づくり
 - 65歳以上の運動初心者向けウォーキング指導
 - 健康づくり推進員による健康づくりに関する運動普及推進事業
 - 個別栄養相談等の実施
- ・生活習慣病の予防
 - 特定健診の受診勧奨・ハイリスク者への保健指導、生活習慣病予防の普及啓発
 - 健康づくり推進員による健康づくりの普及啓発
- ・癌の早期発見・早期治療
 - がん検診・精密検査対象者のフォロー

【課題】

- ・「健康づくり・介護予防・生きがい・社会参加の促進」に焦点を当てた生きがい施策や健康づくり・介護予防などの高齢者施策の推進が重要
- ・中高年からの健康づくり、生活習慣病予防に努めることが重要
- ・「健康づくり・介護予防への取組」に関する市民への普及啓発が必要
- ・要支援・要介護認定への移行を遅らせるため、健康づくり・介護予防事業のさらなる拡充が必要

【取り組み方針】

- ・健康長寿を目指した生活習慣病予防・健康づくり・介護予防への取組を推進
- ・高齢者自ら健康づくりを意識し、介護予防に取り組む自助活動の促進

2. 高齢者の生きがいの創出及び社会参加の促進

本格的な高齢社会の中、明るく活力に満ちた社会を築いていくためには高齢者自身が地域社会の中で自らの経験と知識を生かして地域のまちづくりにおいて積極的な役割を果たし、活動的な高齢者が地域にあふれるような社会づくりが重要となります。このため、高齢者が持つ多様性・自発性を十分に尊重しながら、老人クラブや様々な自主グループ活動に対する支援をはじめ、生きがいの創出等各種施策を引き続き推進していく必要があります。また、高齢者の持つパワーを生かすためにも、高齢者の地域における社会参加を促進していきます。

【現状】

- ・高齢者のサロン数は年々増加傾向（平成26年5月現在、45か所）
- ・老人クラブ会員数は減少傾向
- ・シルバー人材センターの会員数は減少傾向（平成26年7月10日現在、771人）
- ・寿大学の学生数は増加傾向（平成26年6月1日現在、857人）
- ・ひとり暮らし高齢者数は増加傾向（平成25年2月1日現在、3,122人）

【課題】

- ・「健康づくり・介護予防・生きがい・社会参加の促進」に焦点を当てた生きがい施策や健康づくり・介護予防などの高齢者施策の推進が重要
- ・元気高齢者が虚弱高齢者を支える側の担い手となり、インフォーマルサービスを提供する互助の仕組みづくりと、地域活動への積極的参加等への意識づけが必要
- ・就労の場やボランティア活動等を推進し、元気高齢者が活躍できる場の創出が必要
- ・老人クラブの会員数の減少傾向に歯止めをかけるため、ネーミングや進め方等の見直し、会員の意識改革が必要
- ・孤立化の防止に向け、地域近隣で帰属・選択できる組織・会合の整備と利用しやすいハード整備
- ・今後の新しい高齢者像（支えられる側から支える側への転換）を捉えた事業展開や取り組みが必要

【取り組み方針】

- ・地域において、高齢者自らが虚弱高齢者側の支援者となり、自らの生きがいや介護予防に資する活動の促進及び互助の仕組みづくりを推進
- ・高齢者同士が繋がりが合い、地域での仲間づくりや地域のネットワーク構築に向けた環境整備

3. 高齢者の権利の擁護

高齢化の進展に伴い、認知症高齢者数の増加が懸念されています。要介護認定者における「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱ以上の高齢者数は、平成37年（2025年）までに約4,300人、また伸び率にして現状の2倍となることを見込まれます。

認知症高齢者の増加に伴い、高齢者への虐待問題は深刻なものとなっています。また、認知症高齢者の徘徊・行方不明高齢者の問題も大きな社会問題となっています。

これらのことから高齢者の権利擁護の市民への啓発とともに、権利擁護に関する各種施策の取り組みを推進していきます。

【現状】

- ・ 高齢者虐待の件数は増加傾向にある
- ・ 徘徊リスクの高い高齢者が増加しつつある
- ・ 認知症高齢者など判断能力が不十分な人が、訪問販売や悪質な事業者の被害にあう事件が増加している

【課題】

- ・ 高齢者の虐待は、近くに相談する人がいなかったり、相談をためらう高齢者特有の心理などのために潜在化しやすく、また高齢者自身が被害にあっているという自覚がない場合もあり、発見が難しい状況がある。また、虐待の内容が複雑化しているケースも出てきている。
- ・ 認知症高齢者の増加により、徘徊リスクの高い高齢者が増加しつつあるため、行政や地域での見守り体制の整備が必要
- ・ 高齢者が住み慣れた地域において、安心して暮らし続けていくためには、権利擁護の取組みが重要

【取り組み方針】

- ・ 高齢者虐待や認知症、介護方法についての正しい知識の啓発、また、地域包括支援センターや警察等の関係機関との連携の強化
- ・ 行方不明高齢者の生命を守るために迅速な対応を行う捜索システムの構築と周知
- ・ 成年後見制度や権利擁護事業の利用希望者が適切に利用できるような仕組みづくりの推進、また、高齢者虐待等により、高齢者の人権や財産を守らなければならない状況における成年後見制度等の積極的活用